

関西広域連合 資格試験・免許等 よくあるお問い合わせ (製菓衛生師・免許)

区分	番号	質問	回答
免許 共通	1	製菓衛生師免許の申請に必要な書類はどこで入手できますか。	関西広域連合のホームページからダウンロードできます。 なお、申請書の送付をご希望の場合は関西広域連合まで電話、FAX又は電子メールにて郵便番号、住所、氏名、申請書等の種別、FAXがある場合はFAX番号をお知らせいただければ、郵便又はFAXで送付いたします。
免許 共通	2	製菓衛生師免許証は誰の名前で発行されるのですか。	関西広域連合長名で発行します。
免許 共通	3	普段は戸籍と違う漢字を使っているのですが、製菓衛生師免許の免許証は、どちらの漢字で交付されるのですか。戸籍通りの漢字で申請が必要ですか。	申請書に記載する氏名は戸籍に記載されているとおりの文字を用いて記入してください。 免許証は戸籍に記載されているとおりの文字で作成、交付されます。
免許 共通	4	外国籍で、普段は通称名を使っています。製菓衛生師免許の新規申請書に記入する氏名は、住民票どおりの氏名でよいですか。	申請書に記載する氏名は、住民票に記載のとおり記入してください。 なお、住民票に通称名が記載されている方で、免許証に通称名の併記を希望される方は、旧姓氏名・通称名の欄に、通称名をカッコ書きで記入してください。
免許 共通	5	製菓衛生師免許の登録番号は、書換や再交付により変更されますか。	過去に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県で発行された免許証について、平成25年4月以降に関西広域連合で書換や再交付を行う場合は、関西広域連合の新しい番号(9桁の番号)に切り替わります。
免許 共通	6	申請後、製菓衛生師免許証が交付されるまでにどれくらいの期間がかかりますか。	内容に不備等がなければ、申請の受付から、最長4週間程度で、申請者本人あて簡易書留で送付します。 ※不備があった場合、不備が解消されてから上記期間を目途に送付します。
免許 共通	7	製菓衛生師免許(再交付・書換を含む。)を申請中であるとの証明書のようなものはありますか。	ありません。 ただし、希望される方には関西広域連合の受付印を押印した申請書の写しをお渡しします。 郵送を希望される場合は、受付印を押印した免許申請書の写しを希望する旨記載したメモ、及び返信用封筒(84円切手を貼り、住所、氏名を記載したもの)を免許申請書提出時に同封してください。
新規 登録	8	製菓衛生師免許の新規申請の資格について教えてください。	製菓衛生師試験に合格された方です。
新規 登録	9	製菓衛生師試験合格後、製菓衛生師免許の申請期限はありますか。	申請期限はありませんが、製菓衛生師試験に合格しても、免許申請をしないと製菓衛生師ではありません。
新規 登録	10	製菓衛生師免許の新規申請は、どこにするのですか。	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県内にお住まいの方は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、郵送してください(関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません)。 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県以外にお住まいの方は、住所地の都道府県に手続きの詳細をお問い合わせください。
新規 登録	11	住所地以外の都道府県への新規申請はできますか。	できません。

区分	番号	質問	回答
新規登録	12	製菓衛生師試験の合格証書を紛失しました。どうすればよいですか。	<p>関西広域連合施行の試験(平成24年度以前に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県が実施した試験を含む。)の合格者については、関西広域連合に試験合格証明願を申請いただきましたら、合格証明書を交付します(手数料400円)。</p> <p>なお、関西広域連合(平成24年度以前の滋賀県等の試験を含む)の合格証書を紛失された方で、関西広域連合に免許申請をされる方は、証明願いが不要な場合がありますので、関西広域連合本部事務局にお問い合わせください。</p>
書換交付	13	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請が必要な変更事由は何ですか。	<p>本籍地都道府県名(日本国籍を有していない方についてはその国籍)、氏名、生年月日及び性別です。</p> <p>これら登録事項は変更があるごとに申請してください。</p> <p>なお、単なる住所変更のみの場合は、手続きは不要です。</p>
書換交付	14	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請は、どこにするのですか。	<p>免許登録を行った都道府県に申請してください(注)。</p> <p>注)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県知事又は関西広域連合長の免許証をお持ちの方は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、申請書類を郵送してください(関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません)。</p>
書換交付	15	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請で、戸籍の変更事項を証する戸籍抄本等とは、どのようなものですか。	<p>書換前の免許記載事項と、変更が生じた事項の経過が、証明書類でつながるようにしてください。</p> <p>特に、登録事項に変更があるごとの申請を怠っていた場合は、注意が必要です。</p> <p>具体例としては、免許取得後に転籍し、名簿訂正の手続きが未了のまま、婚姻等により、本籍地・氏名に変更が生じたため、名簿訂正の申請を行うといった例があります。この例の場合、現在の戸籍抄本に加えて、書換前の免許記載事項からの変更の経過を把握するため、転籍後の本籍地の除籍抄本等が必要となります。</p> <p>また、戸籍が改製されている場合には、さらに、改製原戸籍が必要となる場合があります。</p> <p>(例)</p> <p>①免許取得時 「大阪府・田中」 →②転籍時(名簿訂正の手続きが未了) 「兵庫県・田中」 →③婚姻時(名簿訂正の申請) 「兵庫県・鈴木」</p> <p>※上記の場合、③時点の戸籍抄本に加えて、①→②の変更の経過がわかるよう、②の除籍抄本等が必要となります。</p>
書換交付	16	通称名のみの変更による書換交付申請でも手数料が必要ですか。	必要です。
書換交付	17	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請で、戸籍に2回以上変更がある場合、手数料はいくらになりますか。	変更回数に関係なく、1申請について1件分の手数料です。
書換交付	18	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請に期限はありますか。また、申請期限に遅れた場合はどうすればいいですか。	申請期限は、変更の生じた日の翌日から起算して30日以内です。30日を超えている場合、申請書に遅延理由書を添付してください。
書換交付	19	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請で、外国籍から日本国籍への変更はどのように行うのですか。	<p>帰化等により日本国籍を取得された場合、新たに戸籍が編製されますので、戸籍抄本(又は謄本)を取得の上、名簿訂正・免許証書換交付を申請してください。</p> <p>なお、最新の戸籍抄本に免許登録時の氏名及び国籍の表示がない場合、除籍抄本や改製原戸籍等が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。</p> <p>また、生年月日の表記が西暦から元号に変更されます。</p>

区分	番号	質問	回答
書換 交付	20	製菓衛生師免許の名簿訂正・免許証書換交付申請書の記入について、気をつけるところはありますか。	変更事項については、戸籍を参照のうえ、正確に記入してください。
書換 交付	21	製菓衛生師免許証を紛失し、かつ記載内容に変更のある場合、申請はどうすればよいですか。手数料はいくらですか。	名簿訂正・免許証書換交付と免許証再交付を同時に申請してください。手数料は、名簿訂正・免許証書換交付申請と、免許証再交付申請の両方が必要です。
再交付	22	製菓衛生師免許証を紛失(汚損)しました。どうすればよいですか。	免許証の再交付申請をしてください。 なお、再交付申請時に、免許登録されている本籍地都道府県名、氏名に変更がある場合は、併せて、名簿訂正・免許証書換交付申請書を提出してください。手数料は、両方必要です。
再交付	23	製菓衛生師免許証の再交付はどこに申請すればよいですか。	免許登録をしている都道府県に申請してください(注)。 注)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県又は関西広域連合から免許を受けた方は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、申請書類を郵送してください(関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません)。
再交付	24	製菓衛生師免許証の再交付申請書の記入について、気をつけるところはありますか。	登録番号や登録年月日がわからない場合は空欄のままで提出してください。 ただし、免許登録の有無がはっきりしない場合は、必ず、申請書の提出前に関西広域連合にお電話で確認のうえ、申請してください。
再交付	25	製菓衛生師免許証の再交付申請をしましたが、免許が出てきた場合、どうすればよいですか。	至急、お電話で関西広域連合本部事務局へご連絡ください。
再交付	26	再交付を受けた後、紛失した製菓衛生師免許証が出てきた場合、どうすればよいですか。	発見した方の免許証を返納届に添付して関西広域連合本部事務局に返納してください(郵送可)。
再交付	27	製菓衛生師免許証を紛失し、かつ記載内容に変更のある場合、申請はどうすればよいですか。手数料はいくらですか。	名簿訂正・免許証書換交付と免許証再交付を同時に申請してください。手数料は、名簿訂正・免許証書換交付申請と、免許証再交付申請の両方が必要です。
免許 消除	28	製菓衛生師免許の消除が必要な事由は何ですか。	次のいずれかとなります。 1. 本人の希望により製菓衛生師名簿登録を消除するとき 2. 製菓衛生師が死亡又は失そう宣告を受けたとき
免許 消除	29	製菓衛生師免許を受けていた人が死亡、または失そうした場合、どうすればよいですか。	死亡又は失そうの宣告を受けた日の翌日から起算して30日以内に、戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者が免許の消除申請をしてください。 関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)内の府県で免許を受けた方に関する申請は、関西広域連合本部事務局(大阪市内)に、郵送してください(関西広域連合内の府県庁や保健所では受付できません)。 戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者・・・ 同居の親族、同居人、家主、地主、管理人、同居以外の親族 等
免許 消除	30	死亡により消除申請を行う際、免許証に記載されている氏名が変わっていますが、籍訂正・免許証書換交付申請が必要ですか。	必要ありません。消除申請のみで結構です。